

【経過措置】山口市阿東簡易水道指定給水装置工事事業者一覧

地区名	業者名	代表者名	住所	電話番号	経過措置による 指定有効期間 (※)
山口市 阿東地域	田村家電サービス	田村 隆昭	山口市阿東徳佐中3513番地16	083-957-0133	令和4年9月29日
	(株)三戸住設	三戸 誠	山口市阿東地福上1871番地1	083-952-6660	令和6年9月29日
宇部市	(有)開成工業	岩本 文吉	宇部市新町8番8号	0836-21-0703	令和3年9月29日
津和野町	イワタニ島根(株)津和野営業所	永田 静馬	島根県鹿足郡津和野町後田口33	0856-72-0081	令和4年9月29日
	(有)太陽の店	山本 正人	島根県鹿足郡津和野町大字後田口510	0856-72-3113	令和3年9月29日
益田市	(有)増野商会	増野 茂	島根県益田市あけぼの西町17番地7	0856-22-2425	令和4年9月29日

※水道法の一部改正に伴い指定更新制度が導入され、その経過措置として設けられた初回更新までの指定有効期間を表しています。
この期間内は阿東地域（簡易水道）においてのみ、給水装置工事施行が可能です。
期間満了前に指定（更新）手続きをされることにより、山口市指定給水装置工事事業者として指定登録されます。